

指定校変更の承認基準

指 定 校 変 更 承 認 理 由		添 付 書 類	就 学 変 更 許 可 期 間
小 学 校	中 学 校		
1	転居予定者である場合	建築請負契約書または 賃貸借契約書の写しで 事実を確認できるもの	校区内に転居するまで
2	保護者が共働き等で 放課後の保育が不可 能な場合	保護者の勤務証明 預け先の保育証明	事由終了まで（最長小学 校卒業まで） ※申請は小学校低学年
3	慢性的病気等で特定の病院に長期にわたり 通院が必要で、当該病院近くの学校への通学 が適当である場合	診断書	原則として卒業まで
4	病弱、虚弱等で通学距離を考慮しなければな らない場合	診断書・学校長の意見書	症状が改善するまで
5	特別支援学級入級に際し、指定校に特別支援 学級が設置されていない場合	教育委員会が必要とす る書類	事由終了まで
6	最終学年（小学6年及び中学3年）途中での 転居の場合		卒業まで
7	学年途中での転居の場合		当該学期または学年終 了まで
8	1～6の理由で兄弟姉妹が変更許可されて いる場合		兄弟姉妹が許可されて いる期間
9	地理的要件により近隣地区の自治会（町内 会）に所属している場合	自治会加入証明書	卒業まで
10	通学において過度の負担（著しい交通不便、 山間部等）を与える場合及び学区境界地で他 校への通学距離が著しく近い場合		卒業まで
11	教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要とす る書類	事情が回復するまで

区域外就学の承認基準

指 定 校 変 更 承 認 理 由		添 付 書 類	就 学 変 更 許 可 期 間
小 学 校	中 学 校		
1	地理的条件で通学が困難または危険な場合		原則、関係教育委員会と協議
2	通学距離、通学時間または交通の便からやむをえない場合		原則、関係教育委員会と協議
3	身体上の故障（病気等）の場合	診断書・学校長の意見書	症状が改善するまで
4	児童養護施設入所の場合（申請者は施設長）		事由終了まで
5	教育委託区域居住者の場合		事由終了まで
6	転居予定者の場合	建築請負契約書または賃貸借契約書の写しで事実を確認できるもの	事由終了まで
7	特別支援学級入級の場合で同地区の学校に該当学級がない場合	教育委員会が必要とする書類	事由終了まで
8	最終学年（小学6年及び中学3年）途中での転居の場合または学年途中での転居の場合		当該学期または学年終了まで
9	保護者が共働き等で放課後の保育が不可能であり、且つ保護者の送迎が可能な場合	保護者の勤務証明 預け先の保育証明	卒業まで
10	教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要とする書類	事情が回復するまで